

3月号（486号）

Xは、令和3年2月1日午前2時10分ころ、公安委員会が道路標識により、その最高速度を60キロメートル毎時と指定したA市B区C町△丁目県道◇線下り20キロポスト付近道路において、その最高速度を45キロメートル超える105キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行した旨の公訴事実により公訴提起された。検察官は、速度測定カードを証拠調べ請求したが、これに対し、Xの弁護人は、速度測定カードについて、警察用自動車（覆面パトカー）がXの車を速度違反車両として検挙するにあたり、緊急自動車の要件である赤色警光灯の点灯を怠ったまま指定最高速度を超えてXの車を追尾走行し、その結果作成されたものであって、違法収集証拠であるので証拠能力がない旨主張した。

緊急自動車は、道路交通法22条（最高速度）に違反する車両等を取り締まる場合、同条の規定の適用を受けない（道交41条2項）が、緊急自動車と認められるためには、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならない（道交令14条本文）。ただし、警察用自動車が道交法22条に違反する車両等を取り締まる場合において、特に必要があると認めるときは、サイレンを鳴らすことを要しない（道交令14条ただし書）が、赤色警光灯の点灯義務は解除されない。弁護人の主張どおりであれば、Xの車を追尾した覆面パトカーは、緊急自動車の要件を満たしていなかったことになる。

違法収集証拠に関する弁護人の主張は認められるか。

2月号（485号）

Xは、自宅から自家用車（以下、「本件車両」という）を無免許で運転し、国道△号線を走行してきてAショッピングセンターの駐車場（以下、「本件駐車場」という）に駐車しようとした際、本件駐車場にいたB運転の車と衝突した。XとBに怪我はなかったが、警察に通報がなされた。警察官らが本件駐車場に到着したときは、本件車両とBの車は駐車場に止まっており、XとBが話し合っていた。警察官らは、Xから無免許であることを告げられたので、本署に運転免許照会をしてそれを確認し、また、事故については、怪我のない物損事故と判明したので、Xを道路交通法違反（無免許運転）被疑事件の被疑者と認めて検挙した。

Xは、公安委員会の運転免許を受けないで、令和2年10月3日午前9時30分ころ、本件駐車場付近の国道△号線において、本件車両を運転したものである旨の公訴事実で起訴された。公判で、Xは、公訴事実を認める供述をした。裁判所は、Xが無免許であることを示す捜査関係事項照会回答書（同意〔刑訴326条1項〕）、捜査報告書（一部同意〔内容は後記〕）、実況見分調書（同）および速度違反自動取締装置により撮影された写真（Xが犯行時刻の10分前に国道△号線において本件車両を運転しているところが写っている）のうち、どれをXの自白の補強証拠とできるか。

捜査報告書の同意部分には、無免許運転事件発覚の端緒となった物損事故発生110番通報を受け、本件駐車場に到着した警察官が、Xから、Xが自宅の駐車場から本件車両を運転して国道△号線を走行してきて本件駐車場に駐車しようとした際、Bの車とぶつかった旨の申立てを受けたとの記載がある。また、X立会いの下作成された実況見分調書の同意部分において、犯行当日、Xが自宅駐車場を出発してから本件駐車場に至るまでの間の本件車両の運転経路が特定されている。

1 月号（484 号）

A 警察署の警察官 K は、宝石店で指輪を盗んだ被疑事実で逮捕された後、A 警察署留置施設に勾留されている X を取り調べていた。X は、逮捕直後から一貫して、犯行時刻には自分のアパートの部屋にいて、犯行現場の宝石店に行っていないなどと主張して犯行を否認していた。K は、宝石店前路上の防犯カメラに X が映っていたことから、X に対し、

「犯行現場付近の防犯カメラにあなたが宝石店の前を行ったり来たりしているところが鮮明に映っていた」旨を告げたところ、X は、犯行を認め、盗んだ宝石を友人宅に隠匿していることも供述したので、その内容を録取した供述調書が作成された。そこで、K は、供述調書を疎明資料として捜索差押許可状の発付を受けて X の友人宅を捜索したところ、被害品である指輪が発見されたので、これを差し押さえた。その後、K は、防犯カメラに映っている人物は、その顔ぼう・体格・身長などの点で X と酷似しているが、歩容が異なるので、X との同一性は否定されるとの専門家の鑑定結果を得た。

裁判所は、供述調書および X の友人宅で差し押さえられた指輪を証拠として採用することができるか。

12月号（483号）

A 警察署の警察官 K は、その部下である警察官数名と、令和 2 年 9 月 1 日午前 11 時 10 分、暴力団構成員 X に係る覚せい剤取締法違反被疑事実に関する捜索差押許可状に基づき、X 方居宅の捜索差押えを開始した。X が携帯電話を使おうとしたので、K は、X に対し、「誰に連絡しようとしているのか」と尋ねた。X は何も答えず、携帯電話を使い続けようとしたので、①K は、X から携帯電話を取り上げた。その後、捜索の結果、覚せい剤が発見されたので、午前 11 時 30 分、X を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、その場で同覚せい剤を差し押さえた。

X は、A 警察署に引致された。その後、X は、A 警察署留置施設に勾留され、あわせて裁判官による刑訴法 81 条に基づく接見禁止決定を受けた。検察官 P は、A 警察署留置施設の長に対し、「接見等に関する通知書」（「被疑者と弁護士等との接見等に関し、捜査のため必要があるときは、その日時、場所及び時間を指定することがあるので通知する」内容のもの）を送付した。弁護士 F は、X によりその弁護人に選任され、勾留 2 日目に X と接見したが、その後、9 日午前、P に電話し、翌 10 日午前の 1 時間 X と接見したい旨伝えた。②P は、10 日午前には、X に対する確実な取調べの予定があるとして、接見の日時および時間を同日午後 1 時から同 2 時までの間の 45 分間と指定した。なお、F は P との接見協議に応じていなかった。

K は、X の逮捕直後から X の取調べを担当していたが、11 日に X を取り調べた際、X がこれまでの供述を翻した。そこで、③K は、X に対し、「なぜ供述を変えたのか」と尋ねると、X は、「昨日、弁護士の先生と面会したとき、先生にいわれたからだ」と答え、自ら F との接見内容を話し始めたので、K はこれを聴取した。

下線部①～③の適法性について論じなさい。

11 月号（482 号）

警察官 K は、令和 2 年 9 月 5 日、X に対する大麻取締法違反（営利目的栽培・同所持）被疑事実により、捜索すべき場所を「L 県 M 市 N 町〔以下、省略〕に所在する P マンション 206 号 X 方居室」、差し押さえるべき物を「大麻草、大麻株、照明器具、暖房機器、肥料、栄養剤、計量器、メモ」とする捜索差押許可状（以下「本件令状」という）の発付を受け、部下の警察官数名とともに同居室に赴き、インターフォンで X に、「警察です。捜索に来ました」と告げ、玄関ドアを開けた X に対し、本件令状を呈示した後、X を立会人として捜索を開始した。K らは、大麻の鉢植え 20 本、照明器具、肥料等を差し押さえた。X は、ロケットペンダントを首から吊るしており、それに手を当てて隠す素振りをしていたことから、K は、X に対し、同ロケットペンダントの中を見せるよう求めたが、X は、これを頑なに拒否した。そこで、①K とその部下の警察官 2 名は、X から同ロケットペンダントを取り上げ、その蓋を開けて中を調べたところ、大麻ワックスが見つかったので、X を大麻所持の現行犯人として逮捕し、それを差し押さえた。また、X が逮捕される前に、K の部下の警察官の一人は、X が、メモを、X を訪ねてきていた X の友人 Y のジーンズの後ろ右ポケットに（Y に気づかれないように）入れるところを見たので、同警察官は、Y に事情を話して同メモを出すよう求めたが、Y はこれに応じなかった。そこで、②同警察官は、Y の抵抗にもかかわらず、自分の右手を Y のジーンズの後ろ右ポケットに差し入れて同メモを取り出した。同メモは、栽培方法を記載したものであったので、差し押さえられた。また、K は、大型暖房機を差し押さえようとしたが、壁に取り付けられていたので、差し押さえるためには、その一部を破壊して取り外す必要があった。そこで、③K は、暖房機を差し押さえる代わりに、暖房機（製造番号・有効発熱量などが記載された要目表ラベルを含む）の写真を撮影した。

下線部①～③の行為の適法性について論じなさい。

10月号（481号）

警察官 K は、9月10日、情報協力者から X が大麻を所持しているとの情報提供を受け、その住居として L 県 M 市 N 町《番地略》所在の G ハイツ A 号室（以下、単に「A 号室」ともいう）と記載されたメモを入手し、同月15日ころ同居室を内偵したところ、郵便受けに F とともに X の名前も掲げられ、2人分の洗濯物が干されていたことなどから情報どおり A 号室が X の住居であると認めた（その後の2回の内偵でも特段の状況変化がなかった）。K は、同月26日、裁判官に対し、X を大麻取締法違反（同法3条）事件の被疑者、搜索すべき場所を G ハイツ A 号被疑者居室、差し押さえるべき物を大麻、容器、吸煙器具、取引メモとする搜索差押許可状を請求し、同日、その発付を得た。翌27日午前8時頃、K は、部下の警察官5名とともに A 号室に赴き、応対に出た F に対し、同令状を示して X に対する大麻取締法違反の搜索令状であることを告げ、「X はいるか、どこへ行ったか」と尋ねたところ、F は、「いない。1週間前に出て行った」と答え、さらに「X の荷物はあるか」と更に尋ねたのに対し、「二、三ある」旨答えたので、同令状による搜索が許されると考え、F を立会人として、部下の警察官らとともに、ワンルームマンションである A 号室の搜索を開始した。搜索の結果、差し押さえるべき物は発見されなかった。A 号室の搜索は適法か。

9月号（480号）

警察官 K1 および K2 は、X を職務質問中、X の承諾を得て X の携帯するセカンドバッグの中を調べたところ、白い粉の入ったビニール袋があったので、X の同意の下、その場で、その白い粉について簡易検査を実施した結果、覚せい剤であることが判明した。そこで、K1 および K2 は、X を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕する旨を X に告げ、手錠をかけようとする、X は、K2 が手に持っていたビニール袋（残部の覚せい剤在中）を奪い取って、近くにあったパチンコ店に逃げ込んだ。①K1 および K2 は、直ちに X を追跡して同パチンコ店内に立ち入り、客 A の座っている椅子の横に隠れようとしている X を逮捕し、その場で、X の着衣のポケットの中などを検索した。しかし、ビニール袋は発見されず、追跡中に X が通過した場所にもビニール袋はなかった、②K1 は、A の抗議にもかかわらず、A が座っていた椅子の前に置かれ口が開いていた A のトートバッグの中を検索したところ、奪い取られたビニール袋が入っていたので、これを差し押さえた。K1 および K2 は、応援要請を受け臨場していた警察官 K3、同 K4 とともに、X をパトカーまで連行し、X をその後部座席中央に座らせ、K2 と K3 が X の両側に座った。③直ちに、K1 は、K4 とともに、X の自動車内を検索したが、証拠は発見されなかった。X の自動車が止められていた場所は、前記パチンコ店から約 200m 離れたところにある同店の 2 階建て駐車場内であった。

下線部①～③の各行為の適法性について論じなさい

8月号（479号）

(1) L県M警察署司法警察員Pは、令和元年9月18日、Xを同署管内で同年5月3日と同月5日に発生した常習賭博の事実（以下「A事件」という）で通常逮捕した（以下「前件逮捕」という）。Xは、引き続き、勾留状により勾留されて、Pらの取調べを受けたが、公訴提起に十分な証拠が得られなかったため、10月8日、処分保留のまま釈放された。

他方、L県N警察署司法警察員Qは、同署管内で令和元年5月10日と同月12日に発生した常習賭博の事実（以下「B事件」という）を7月4日に認知していたところ、10月10日、窃盗事件で逮捕されN警察署で取調べを受けていたYから、B事件の被疑者がXであるとの信用できる情報が寄せられたので、同月11日、XをB事件で通常逮捕した（以下「本件逮捕」という）。Xは、引き続き、地方裁判所裁判官の発した勾留状により勾留された（以下「本件勾留」という）が、弁護人は、本件勾留の取消しを請求した（刑訴429条1項2号）。裁判所は、B事件がA事件の常習賭博と一罪をなすものと判断した場合、どのような措置を採るべきか。

(2) Qが前件逮捕とA事件の存在を知りながら、これらを本件逮捕に係る逮捕状請求書に記載していなかった場合、本件勾留の請求を受けた裁判官は、請求を却下すべきか。



7月号（478号）

K, L, Mの警察官3名（以下「Kら」という）は、令和2年3月2日午前5時6分頃、覚せい剤使用の常習者や指名手配被疑者等が多く集まるところとして把握されているA市内B地区の路上で座り込んでいるXを発見し、職務質問を実施することとした。Xは、Kらの質問に対し、建設現場で働いている、ここで現場まで連れて行ってくれる建設会社の車を待っている、この付近のアパートに住んでいるなどと答えるとともに、Kらの求めに応じ、携帯していたショルダーバッグから運転免許証、建設会社のID、タオル、財布、手帳、催涙スプレー1本（以下「本件スプレー」という）をそれぞれ取り出し、路上に置いて、Kらに提示した。本件スプレーの説明書には、本件スプレーは、護身用防犯スプレーとして製造されたもので、内容量約20gの缶入りである、その噴射液はCNガスを含有し、水鉄砲のように目的物に向かって噴射できる、CNガスは、催涙性が極めて強く、人の顔面に向けてこれを使用すると、皮膚の軟弱部位が発赤し、高濃度になると結膜炎により失明することがあるなどと書かれていた。Xは、Kらから本件スプレーを携帯している理由を問われると、「いろいろあるやろう。いざというとき役立つ。」と曖昧な答えをし、具体的な理由を述べなかった（なお、Xは、職務質問開始時から、Kらの警告を無視して、携帯電話で誰かと話し続けていた）。Kらは、午前5時30分、Xが午前5時11分頃に、前記路上において、正当な理由なく催涙スプレー1本をショルダーバッグ内に隠して携帯（以下「隠匿携帯」という）したとの軽犯罪法違反（1条2号）の被疑事実によりXを現行犯逮捕（以下「本件現行犯逮捕」という）した。

本件現行犯逮捕は適法か（ただし、先行手続は適法とする）。

〔参考〕軽犯罪法

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一 〔略〕

二 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

三～三十四 〔略〕

6月号（477号）

警察官 K は、深夜、警察官の制服を着用して自転車で警らパトロールをしていたところ、違法薬物に絡んだ犯罪が多く発生する A 地区において、前方からバイクに乗って走行してきた X が、自分の姿を見て突然右折して路地に入ったことから、X に対し職務質問を実施することとした。K は、X がふらふらとした感じで、その頬がこけているのを認めたほか、X から提示された運転免許証による前歴照会の結果、X に覚せい剤取締法違反等の犯歴のあることを知った。K が質問を続けようとする、X は、エンジンキーを引き抜き歩いて立ち去ろうとした。K は、質問に応じるよう X を説得すると、X は、「わかった。何でも答えるよ。」と述べたものの、エンジンキーを差込口に入れようとした。そこで、①K は、X がバイクで走り去るのを防止するためエンジンキーの差込口を手で塞いだ。X は、「逃げないよ。」と述べて、エンジンキーを上着のポケットに入れた。K は、X に対し、持ち物を見せてもらいたい旨頼むと、X は、ポケットから携帯電話や財布を取り出して提示したが、その際、不透明なプラスチック製のケース（縦 12cm×横 8cm×高さ 2cm）が落ちた。K が、その内容物について X に尋ねると、X は、慌てた様子を示した後、何も答えなかった。②K は、X の反応を見て、そのケースの中に違法薬物等を隠匿しているのではないかと疑いを深め、ケースの蓋を開けたところ、注射器と駆血帯が入っていた。

下線①②の各行為の適法性について論じなさい。

5月号（476号）

警察官 K らは、かねてより暴力団 A 組の関係者と把握していた X が、B 県内のホテルに虚偽の住所と氏名で宿泊したという旅館業法違反（12 条・6 条 2 項）の事実を認知した。X の住所について捜査が行われたところ、X が C 県 D 市（以下略）所在の E マンション 5 階 503 号室（以下単に「503 号室」という）に居住しているのではないかとの疑いが浮上した。そこで、K らは、X が 503 号室に居住しているか否かを確認するため、503 号室（共用廊下の突き当りにある）の玄関ドア付近を見通せる近くのマンションの一室を賃借し、家庭用ビデオカメラ 1 台を同室に設置して、約 3 週間、24 時間態勢で、503 号室の玄関ドアやその付近の共用廊下を撮影することとした。①K らは、X がほぼ 2 日おきに 503 号室に出入りするところを、各回約 20 秒間撮影した。また、②K らは、E マンション 1 階の共用玄関内にある 503 号室の郵便ボックス投函口のすき間から、内部の郵便物をビデオカメラで撮影した。K らは、E マンション共用玄関内に立ち入ることについては、E マンションの管理人の許可を得ていた。

下線①②の各ビデオ撮影の適法性について論じなさい。

4月号（475号）

警察官 K1 および同 K2 は、令和 2 年 3 月 7 日午前 6 時頃、A 市内の B 路上において、ふらふらとした感じで、頬がこけ、顔色が悪いなどの薬物使用者に見られる特徴を有する X を発見し、X に対し職務質問を開始した。K1 らは、X の承諾を得てその両肘内側を見分したところ、真新しい注射痕が複数あるのがわかった。K1 が X に対し、「これは何だ。」と尋ねると、X は、「点滴の痕だよ。薬物なんかやってない。」と答えるとともに、警察署での尿の任意提出の求めを拒否した。

同日午前 6 時 30 分頃、K1 の応援要請に基づいて臨場した警察官 K3 は、X の様子などを確認した後、X に対し、強制採尿のための令状請求手続に移行する旨を告げた。すると、X は、令状の取得には 2、3 時間かかるだろうから自分の部屋に帰って寝るといって歩き出したため、K1 および K2 は、K1 の要請で応援臨場していた警察官 K4 および同 K5 とともに、X に追従した。同日午前 7 時頃、X は、その頃居住していた C アパート（以下「本件アパート」という）に到着し、本件アパートの中に入った。K1 から 4 名の警察官が X に続いて内部に入ろうとしたので、X は、K1 らに対し、「令状がないのに入ってこれんの。入ってくるなよ。」と述べたが、①K1 らは、X の後に付いて 2 階に上がり、X の居室（四畳半一間）である 25 号室の前まで行った。X は、居室に入ってドアを閉めようとしたが、K1 らは、ドアを開けたままにするよう X に求めた。X は、「今から寝る。ドアを閉めさせてくれ。」などと頼んだが、K1 らはこれを聞き入れなかった。5 分間ほどの押し問答の末、X は、自らその居室にあった野球のバットを差し込み、ドアが完全に閉まらない状態にして就寝した。その後、②K1 は、ドアの隙間から X の居室の中を見渡したところ、注射器など覚せい剤を使用するための道具が畳の上に散乱していた。K1 らは、直ちに X の居室に立ち入らず、請求中の令状が届けられるのを X の居室の前で待った。

本件アパートは、2 階建ての共同住宅で、建物の入り口で靴を脱ぎ、廊下や階段を通過して各居室に行くようになっていた。共用部分には、台所とトイレのほか、風呂、談話室もあった。

下線①②の各行為は強制処分当たるか。